

●香川県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年11月29日から同年12月20日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町七箇字野口 1447番2地先から 仲多度郡まんのう町七箇字野口 1309番1地先まで	前	6.7~8.0	112	道路改修工事による 現道拡幅
	後	9.2~19.2	112	